

メキシコ大使館と日本・メキシコの専門弁護士が特別解説する

メキシコ進出法務セミナーシリーズ第1回

メキシコ現地法人設立と運営における法的留意点

一日墨間の委任状実務、公証人制度、会社ガバナンス構造の相違を理解するー

日時：2016年11月11日（金）14時00分～16時00分

（13時30分～ 受付 Reception）

会場：メキシコ大使館別館5階 「エスパシオ・メヒカーノ」

共催：メキシコ大使館 / メキシコ大使館商務部 PROMEXICO
高橋ナマドバスケス（TNV）法律事務所 / 真和総合法律事務所

<プログラム（予定）>

冒頭挨拶・趣旨説明 在日メキシコ大使館 / PROMEXICO

第1部 メキシコ現地法人の設立手続と法的留意点

第2部 権限委任状を通じたメキシコ現地法人の運営

ー委任状と公証人がなぜ重要で、日本の会社法実務とどう違うのか

第3部 メキシコ現地法人のコーポレートガバナンス上の法的論点

ー海外拠点を含めたグループ内部統制強化の要請をふまえて

第1～3部講師：弁護士高橋大祐・メキシコ弁護士ナマドバスケスラケル

講義は高橋弁護士による日本語での解説が中心ですが、ナマドバスケス・メキシコ弁護士もメキシコ法実務の詳細に関する説明を補充します。

第4部 メキシコ大使館領事部における委任状・ビザ申請上の留意点

第4部講師：メキシコ大使館領事部

※ 各部終了時に質疑応答の時間を設けさせていただきます。

<講師紹介>

メキシコ大使館：メキシコ大使館領事部は、日本企業のメキシコ進出にあたり、現地法人設立のための委任状や駐在員のビザなどに関する領事業務を提供しています。

高橋ナマドバスケス（TNV）法律事務所：日系企業のメキシコ進出や進出後の現地法人管理のサポートを専門としてメキシコに設立された法律事務所(www.tnvconsulting.com)。メキシコではメキシコ弁護士ナマドバスケスラケル（TNV 代表パートナー）を中心に弁護士・公証人・コンサルタントと提携しサービスを提供する一方、日本では弁護士高橋大祐（真和総合法律事務所パートナー）が相談窓口を務めています。



Connecting values

TAKAHASHI NAHMAD VAZQUEZ

メキシコ現地法人設立と運営における法的留意点 セミナー申込書

日時：2016年11月11日(金) 14時00分～16時00分
(13時30分～ 受付 Reception)

場所：メキシコ大使館 *Embassy of Mexico in Japan*
 東京都千代田区永田町2丁目15-2 *2-15-2 Nagata-cho Chiyoda-ku Tokyo*

□ ***本紙を下記 FAX または Eメールにて、11月4日(金)までにご返信ください***
 Please reply to FAX or Email by Friday, November 4th
FAX: 03-3580-9204 E-mail: japan@promexico.gob.mx

ProMéxico メキシコ大使館商務部 行

御芳名 (和文)		
Name (English)		
役職 (和文)		
Title (English)		
御社名 (和文)		
Company (English)		
所属 (和文)		
Department (English)		
御連絡先 (Contact information)	TEL:	FAX:
E-mail Address		



メキシコ大使館商務部 PROMEXICO

東京都千代田区永田町2-15-2

Tel: 03-3580-0811

E-mail: japan@promexico.gob.mx

<別館へのアクセス>

プルデンシャルタワー手前の坂を上がると、途中左手に赤と白の建物がございます。外の白いフェンスの扉から別館に入り、エレベーターにて5階 Espacio Mexicanoまでお越し下さい。(恐れ入りますが、入口はこちら一か所のみとなります)

※申込受付確認の通知はありません。

※ご記入頂きました個人情報につきましては内部資料として適切に管理し、セミナー運営の目的以外には一切使用致しません。



Connecting values

TAKAHASHI NAHMAD VAZQUEZ